

令和 3 年 3 月 26 日  
監査責任者 副市長 秋葉 宗志

## 令和 2 年度 特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告書

令和 2 年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果は、次のとおりである。

### 1 監査目的

特定個人情報を取り扱う地方公共団体は、国の個人情報保護委員会が示す指針に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な安全管理の措置を講じることが求められている。

当該監査は、特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置の実施状況について客観的に調査し、必要な助言等を行うことにより、情報漏えい等の事故の未然防止を図ることを目的としたものである。

### 2 監査の対象部署及び事務

- (1) 生活福祉課 生活保護に関する事務
- (2) 介護保険課 介護保険に関する事務
- (3) 国保年金課 国民健康保険に関する事務  
後期高齢者医療保険に関する事務  
医療福祉費支給に関する事務  
国民年金に関する事務

### 3 監査期間

- (1) 予備調査 令和 3 年 1 月 29 日から令和 3 年 2 月 16 日まで
- (2) 監査実施 令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 3 月 2 日まで

### 4 監査体制

役割	所属及び役職	備考
監査責任者	副市長	-
監査実施者	情報政策課 課長	-
監査実施者	情報政策課 課長補佐	-
監査実施者	情報政策課 システム係員	-
監査補助者	委託事業者	公認情報セキュリティ主任監査人

### 5 監査における基準

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- (2) 特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- (3) 地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル（平成 31 年個人情報保護委員会通知）

### 6 監査手法

- (1) 被監査部署においてチェックリストに基づく自己点検の実施（予備調査）
- (2) チェックリストに基づくヒアリング
- (3) 文書類、記録類等の閲覧
- (4) 執務室（端末設置場所等）の現地確認

## 7 監査結果

個人情報保護委員会が示す特定個人情報の取扱いに係る監査項目について、各部署における特定個人情報の取扱い状況を調査した。監査項目数及び改善の余地がある課題の数については、表1及び表2のとおりである。

表1 監査項目数及び課題の件数①

特定個人情報の管理段階	監査項目数	課題の件数		
		全体的な課題	生活福祉課	介護保険課
取得	2項目	0件	0件	0件
利用	3項目	1件	1件	0件
保存	2項目	1件	0件	0件
提供	3項目	0件	1件	0件
廃棄	3項目	1件	0件	0件
その他 (マニュアル等の整備)	1項目	1件	0件	0件
その他 (取扱区域の管理)	3項目	0件	0件	0件
その他 (教育研修)	2項目	0件	0件	0件
その他 (緊急時体制の整備)	1項目	0件	0件	0件
その他 (委託の管理)	3項目	0件	0件	0件
計	23項目	4件	2件	0件

表2 監査項目数及び課題の件数②

特定個人情報の管理段階	監査項目数	課題の件数	
		国保年金課	計
取得	2項目	0件	0件
利用	3項目	0件	2件
保存	2項目	0件	1件
提供	3項目	0件	1件
廃棄	3項目	0件	1件
その他 (マニュアル等の整備)	1項目	0件	1件
その他 (取扱区域の管理)	3項目	0件	0件
その他 (教育研修)	2項目	0件	0件
その他 (緊急時体制の整備)	1項目	0件	0件
その他 (委託の管理)	3項目	1件	1件
計	23項目	1件	7件

## 8 総評

今年度の監査については、昨年度に実施した部署と異なる部署を対象として、昨年度と同様の手法で調査を実施し、概ね法令や個人情報保護委員会が定める指針どおり、特定個人情報の取扱いが実施されていることが確認できた。

直ちに情報漏えい等事故に直結するような重大な問題は確認されなかったが、より安全に特定個人情報を取扱うために、改善が可能な課題が確認された。

課題については、改善するために必要な助言を行い、早急に改善を実施した上、監査実施者により再度状況の確認を行うこととする。

また、令和3年度以降についても、すべての個人番号を利用する部署に対し定期的に当該監査を実施し、安全管理措置の実施を強化していくものとする。

以 上